

「昭和42年税制（民間宅地開発事業者の素地取得に係る特別控除制度）」

（所得税・法人税）

- ・30ha以上の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡する場合に300万円を特別控除。
- ・昭和44年に、地方公共団体又は日本住宅公団が行う10ha以上の宅地造成のための土地等が買い取られる場合及び収用等を行う者によってその収用の対償に充てるため土地等が買い取られる場合を追加。